

あなたの住民税・所得税が変わります

税源移譲により所得税が減り住民税が増えますが、1年間の所得が変わらなければ両方を合わせた税負担の総額は基本的に変わりません。しかし、同時に所得税と住民税の定率減税が廃止されるため、実際の税負担は増加します。

地方分権推進のために、所得税から個人住民税（国から地方）へ3兆円の税源が移譲されます。平成19年分以後の所得税及び個人住民税の税率が変わります。

税源移譲によって、地方は必要な財源を確保できるようになり、住民の皆さんはより身近でよりよいサービスを受けられるようになります。

今回は、平成19年度から変わる税制度の仕組みについてお知らせいたします。

個人町県民税の税率を一律10%に改正する

（平成19年度分以降の町県民税について適用）

課税所得の段階	税率
200万円以下の部分	5% (町民税3%) (県民税2%)
200万円を超え700万円以下の部分	10% (町民税8%) (県民税2%)
700万円超の部分	13% (町民税10%) (県民税3%)

【H18】



課税所得の段階	標準税率
一律	10% (町民税6%) (県民税4%)

【H19】

※課税所得…所得額から扶養控除や社会保険料控除等の各種所得控除額を差し引いた額

所得税の税率を6段階に改正する

（平成19年度分以降の所得税について適用）

課税所得の段階	税率
300万円以下の部分	10%
900万円以下の部分	20%
1,800万円以下の部分	30%
1,800万円超の部分	37%

【H18】



課税所得の段階	標準税率
195万円以下の部分	5%
195万円を超え330万円以下の部分	10%
330万円を超え695万円以下の部分	20%
695万円を超え900万円以下の部分	23%
900万円を超え1,900万円以下の部分	33%
1,900万円超の部分	40%

【H19】



イメージで表すと…



【H18】

住民税 所得税 計425,000円

負担合計額は変わりません。

【H19】

住民税 所得税 計425,000円

※給与収入500万円独身の人の場合（一定の社会保険料を控除して計算）



試しに計算してみると…

独身で、給与年収500万円のAさんの場合

◇定率減税の廃止により



	所得税	住民税	合計
H 18	232,200円	154,700円	386,900円
H 19	258,000円	167,000円	425,000円

▲
税源移譲によって負担合計額は変わりません。

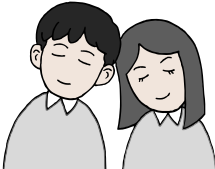
◇税源移譲により

H 19	160,500円	264,500円	425,000円
------	----------	----------	----------

▼
※社会保険料等控除額50万円として計算しています。

夫婦子2人で、給与年収500万円のBさんの場合

◇定率減税の廃止により



	所得税	住民税	合計
H 18	107,100円	74,300円	181,400円
H 19	119,000円	80,000円	199,000円

▲
税源移譲によって負担合計額は変わりません。

◇税源移譲により

H 19	59,500円	139,500円	199,000円
------	---------	----------	----------

▼
※社会保険料等控除額50万円、妻無職、子18歳、15歳として計算しています。

一人暮らしで、公的年金収入250万円のCさん（70歳）の場合

◇定率減税の廃止により



	所得税	住民税	合計
H 18	73,100円	43,800円	116,900円
H 19	81,300円	47,100円	128,400円

▲
税源移譲によって負担合計額は変わりません。

◇税源移譲により

H 19	40,600円	87,800円	128,400円
------	---------	---------	----------

▼
※社会保険料等控除額10.69万円として計算しています。

夫婦2人暮らしで、公的年金収入250万円のDさん（70歳）の場合

◇定率減税の廃止により



	所得税	住民税	合計
H 18	37,300円	27,700円	65,000円
H 19	41,500円	29,700円	71,200円

▲
税源移譲によって負担合計額は変わりません。

◇税源移譲により

H 19	20,700円	50,500円	71,200円
------	---------	---------	---------

▼
※社会保険料等控除額12.49万円、妻65歳無職として計算しています。

● 定率減税の廃止

景気対策のための暫定的な税負担の軽減措置として導入された定率減税は、平成19年度以降、廃止となります。

● 税源移譲、定率減税廃止により影響の出る時期

・ 給与所得者

所得税は19年1月以降の徴収分から減り、住民税は19年6月以降の徴収分から増えます。

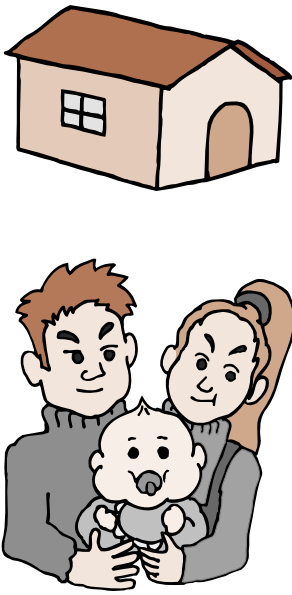
・ 年金受給者

所得税は19年2月以降の徴収分から減り、住民税は19年6月以降の徴収分から増えます。

・ 事業所得者

住民税は19年6月以降の徴収分から増え、所得税は確定申告時（平成20年2月）に納税する19年の税額が減ります。

※定率減税の廃止や収入の増減など、別の要因により実際の負担額は変動しますので、留意ください。



詳細につきましては、今後広報、又は確定申告会場でチラシ等を配布し、お知らせいたします。

▼ 問い合わせ先 税務課 住民税係 ☎ 9 1 2 2

2月16日からは確定申告

町では、平成19年2月16日から申告相談を受付けます。

詳細については2月号でお知らせいたします。
● 申告しなければならぬ人

- ① 平成18年中に営業、農業、配当、不動産、譲渡などの所得があった人。
- ② 給与所得者で、次に該当する場合。
 - ・ 給与の年収が2,000万円を超える人。
 - ・ 2か所以上から給与等を受けていて、年末調整をしていない場合。
- ・ 年末調整後に、内容に変更が生じた人。
- ・ 給与所得のほかに、①のような所得がある場合。
- ・ 給与所得のみの人でも、事業主が「給与支払報告書」を町へ提出していない場合。
- ③ 国民健康保険加入世帯の世帯主

● 国税庁ホームページで確定申告書の作成ができます

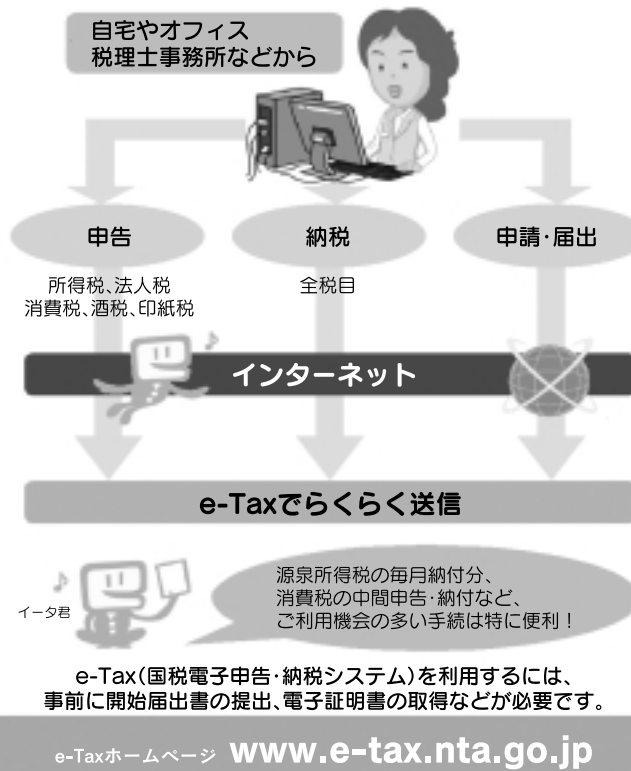
国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成することができ、ここで作成した申告書を印刷し、税務署に提出できます。

アドレス 〓

<http://www.nta.go.jp>

入力画面の案内に従って金額

申告も納税も、e-Taxで。



等を入力しますと、計算結果の表示や印刷ができます。

詳しい利用方法はホームページをご覧ください。
● 農業所得の申告について

農業所得については、平成18年分(平成19年2月申告分)から、全ての人が収支決算で申告することになります。伝票や領収書等により、収入金額から必要経費を差し引いて農業所得を求めるのが収支計算です。

来年2月の申告のために、平成18年1月から12月の間の農作物出荷伝票や農業経費の領収書を整理したり、科目毎に分類するなど、収支計算の準備を始めましょう。

▼ 問い合わせ先 税務課 住民税係 ☎ 9 1 2 2